



松本広域連合ニュース

アルプスの風.....



松本広域エリアフォトコンテスト2024 優秀賞 「大冒険」 松本市

- 広域連合議会臨時会開催報告 ほか
- 広域消防局からのお知らせ

#まつもとトコ

ナビゲーターはっちだよ!

ホームページ
も見てね!



matsu-toco.com

圏域推計人口 令和7年9月1日 現在		
世帯数(世帯)	人口総数(人)	
184,354	413,184	
	男(人)	女(人)
	202,642	210,542



発行 松本広域連合

〒390-1401 松本市波田4417番地1 松本市役所波田支所4階
TEL.0263-87-5460(総務課) 0263-87-5461(福祉・地域課)
FAX.0263-87-5462
E-mail info@m-kouiki.or.jp URL https://www.m-kouiki.or.jp

松本広域連合関係市村 / 松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村

人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性の確保を目的とした「松本広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数・給与・福利厚生・研修などの状況について公表します。

1 職員数及び任免の状況

○職員数

部門	職員数		対前年 増減数
	令和6年度	令和7年度	
一般行政	10人	9人	△1人
消 防	404人	403人	△1人
合 計	414人	412人	△2人

※職員数は会計年度任用職員等を除きます。

○採用及び退職の状況

令和7年度採用者数	12人
令和6年度退職者数	12人
増 減	0人

○等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	
1 級	1 定型的な業務を行う職務 2 主事又は技師の職務	54	13.11%	事務員	—	203	49.27%	係員級
				主事	1			
				消防士	45			
				消防副士長	5			
				消防士長	3			
				計	54			
2 級	比較的高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	51	12.38%	主事	2			
				消防士	1			
				消防副士長	9			
				消防士長	34			
				主任	1			
				消防司令補	4			
3 級	主任の職務	98	23.78%	計	51			
				主任	—			
				主任（消防士長）	9			
				主任（消防司令補）	89			
				主査	—			
				計	98			
4 級	係長、主査又は主査補の職務	81	19.66%	主査補	—	81	19.66%	係長級
				主査補（消防司令補）	—			
				主査	—			
				主査（消防司令補）	33			
				係長	2			
				係長（消防司令補）	46			
5 級	課長補佐の職務	108	26.21%	計	81			
				課長補佐	3	108	26.21%	課長補佐級
				課長補佐（消防司令）	101			
				出張所長（消防司令）	4			
				計	108			
				課長	2			
6 級	課長の職務	12	2.91%	課長（消防司令長）	—			
				消防署長（消防司令長）	10	12	2.91%	課長級
				計	12			
				課長（参事）	—			
				消防署長（消防司令長・参事）	1			
				課長（消防司令長・参事）	2			
7 級	1 本部長又は次長の職務 2 困難な業務を行う課長の 職務	6	1.46%	消防署長（消防監・参事）	1			
				課長（消防司令長・参事）	2	6	1.46%	次長級
				消防署長（消防監・参事）	1			
				消防局次長（消防監）	2			
				計	6			
				事務局長	1			
8 級	部長の職務	2	0.49%	消防局長（消防正監）	1	2	0.49%	部長級
				計	2			
				合 計	412			
				100.00%				

2 職員の給与の状況

○人件費の状況（一般会計決算）

区 分	歳 出 額（A）	人 件 費（B）	人件費率（B/A）
令和6年度	60億530万円	38億3,244万円	63.8%

※人件費には、特別職に支給される報酬等を含みます。

○職員給与費の状況（一般会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費			1人あたり給与と費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	(内 期末・勤勉手当)	
令和6年度	414人	16億4,407万円	13億3,107万円	(6億9,747万円)	719万円
給与と費 計 (B)		29億7,514万円			

※給与費には、共済費及び退職手当を含みません。

○職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
松本広域連合	324,500円	427,510円	40.3歳
長 野 県	336,631円	405,634円	44.8歳

※給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えた額です。

○職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	松本広域連合	長 野 県	国
上 級	220,000円	230,500円	220,000円
初 級	188,000円	198,700円	188,000円

※区分は採用区分を表しており、国及び県では、大卒を上級、高卒を初級と区分します。

○職員手当の状況

<期末手当・勤勉手当（令和6年度）>

区 分	支 給 割 合	
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	1.025月分
12月期	1.275月分	1.075月分
合 計	2.500月分	2.100月分

※職務の級による加算措置があります。

<退職手当の支給割合（令和7年4月1日現在）>

区 分	支 給 率	
	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続30年	34.7355月分	40.80375 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分

<特殊勤務手当の状況（令和6年度）>

区 分	内 容 等
職員全体に占める手当支給職員の割合	95.9% (397人)
支給職員1人あたり平均支給年額	195,207円
特殊勤務手当の種類	3種類
特殊勤務手当の名称	出勤手当・夜間特殊業務手当・特定行為手当

<時間外勤務手当（令和6年度）>

区 分	支 給 額
職員全体に占める手当支給職員の割合	94.2% (390人)
支給総額	13,676万円
支給職員1人あたり平均支給年額	350,656円

○その他の手当の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	内 容 等
扶養手当	他に生計の手段がなく、主に職員の扶養を受けて生活している親族のある職員に支給されます。
地域手当	地域の民間賃金水準を給与に適切に反映するよう、民間賃金水準との調整を図るため支給されます。
住居手当	借家等に居住し、一定額を超える家賃などを支払っている職員に支給されます。
通勤手当	公共交通機関等を利用、又は交通用具を使用して通勤する職員に支給されます。

※この他、管理職手当、寒冷地手当等の手当が支給されます。

3 職員の勤務時間その他の勤務状況

○勤務時間

勤務時間	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで
	当番	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

○年次休暇の取得状況 令和6年中 平均13.54日

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況（令和6年度）

○分限処分 0件

○懲戒処分 2件

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（令和6年度）

○職員の研修の状況

区分	研修内容	延べ受講者数
共同研修	生成AI研修	117人
	教養実務研修	1,018人
一般研修	消防実務研修	44人



※共同研修の延べ受講者数には、関係市村からの受講者は含まれません。

○職員の勤務評定の状況 年1回

6 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和6年度）

○健康診断などの実施状況

健康診断	特定業務従事者健診
392人	329人

※特定業務従事者健診（6ヵ月ごと1回）

深夜業などの特定業務に従事する職員が対象となります。

○公務災害の認定 2件

○勤務条件に関する措置の要求の状況 0件

○不利益処分に関する不服申し立ての状況 0件

○職員共済会の設置及び活動状況

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、松本広域連合職員共済会を設置し、保健保養、教養、体育振興などの事業を行っています。

職員共済会は、職員からの月会費（給料月額3.0/1,000）と広域連合補助金（給料2.2/1,000）により運営されています。



令和6年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

松本広域連合では、開かれた行政を目指して、情報公開の推進と住民の皆さんの個人情報の適正な取扱いに努めています。

1 情報公開の実施状況

(件)

実施機関	請求	処理内訳					不服申立
		公開	部分公開	非公開	取下げ	不存在	
広域連合長	8	2	6	—	—	—	—
議会	—	—	—	—	—	—	—
選挙管理委員会	—	—	—	—	—	—	—
監査委員	—	—	—	—	—	—	—
公平委員会	—	—	—	—	—	—	—
合 計	8	2	6	—	—	—	—

2 個人情報保護の実施状況

(件)

実施機関	請求	処理内訳					不服申立
		開示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	
広域連合長	8	4	4	—	—	—	—
議会	—	—	—	—	—	—	—
選挙管理委員会	—	—	—	—	—	—	—
監査委員	—	—	—	—	—	—	—
公平委員会	—	—	—	—	—	—	—
合 計	8	4	4	—	—	—	—



塩尻消防署の救助工作車(Ⅱ型)を更新しました。

この車両は、油圧式ウインチやクレーン、夜間の災害活動時における照明装置を装備しており、車に閉じ込められた人や、機械や建物などに挟まれた人を助けるための資機材を積載しています。

また、これらの資機材を電動式にすることで、小型・軽量化、操作性の向上を図りました。

これからも地域の皆さんの安全・安心を守るため、日々の訓練に取り組んでいきます。



「マイナ救急」の運用を開始しました



マイナ救急とは・・・

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



マイナ救急の流れ



令和7年10月1日から開始

実施救急隊数：14 隊



事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます



迷った時の「#7119」

ゲホッ! イタッ!

病院 救急車

迷ったら!!

シャープ ななの ひやく じゅー きゅーばん!

#7119

看護師のアドバイスが受けられます。

小児の緊急相談は ¥8000 相談時間 午後 7 時 ▶ 翌日午前 8 時

緊急時は迷わず 119 番

365日対応 平日 午後 7 時 ▶ 翌日午前 8 時 土・日・祝日・年末年始 午前 8 時 ▶ 翌日午前 8 時

英語などの主要な外国語でも相談できます。長野県救急安心センター

ダイヤルの際、119番の横には 026-231-3021 へおかけください。

電話でお聞きした内容に基づき相談・助産を行うもので、いわゆる「診療」とは異なります。



松本広域消防局の取組を紹介します ～消防の認知度を高めるために～



マンガのチカラで火災予防 ～命を守る最初の一步を踏み出そう～

当消防局では、松本国際高等学校マンガ・イラスト専攻の学生に依頼し、火災予防業務に従事する職員をモデルにしたポスターや、マンガ等を作成しました。

作成した作品については、当消防局のホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください！

ホームページは
QRコードから→



制作の中心となった松本国際高等学校の学生

多言語による予防救急の啓発 (丸の内消防署)



丸の内ビジネス専門学校と協力し、救急車の拡声器を活用した多言語による予防救急啓発を6月18日(水)から開始しました。

同専門学校に通う留学生と共同で作成した音声データを、搬送後や給油時に自動再生し、**熱中症予防**を呼びかけるものです。

インバウンドの高まりを考慮し、英語と中国語に対応しています。



音声データ作成の様子



みさお号 (丸の内消防署配備)

詳細はQRコードから→



119番通報時のお願い！ 電話は切らずに最後までご協力を！

★通報中でも「救急車」や「消防車」は出動しています。
現場対応に必要な情報を聴取しますので、
落ち着いてご対応をお願いします。

携帯電話等の操作ミス、衝撃検出機能による通報が増えています！

◇携帯電話等の操作ミス、機種によっては、転倒等による衝撃を検出して119番通報するように設定されている場合があります。応答がない場合、緊急性の有無を確認するために消防から電話を折り返しますので、必ず応答をお願いします。

この対応には、一定の時間と人員を要するため、本当に緊急車両を必要としている方への対応が遅れる可能性があります。

緊急車両の必要がない場合は電話を切らずに「間違いです。」とお伝えください。



令和7年度 秋の火災予防運動

11月9日(日)～11月15日(土)

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし



11月9日から11月15日まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。家庭や職場において「火の用心」に心がけ、火災のない地域づくりにご協力ください。

この時季から、石油ストーブなどを使う機会が増えます。火を取り扱う場合は周囲に燃えやすいものがないか、本体に不具合がないか確認してから使いましょう。

年間を通してたき火や枯れ草焼きなどによる火災が多く発生しています。たき火等は、空気が乾燥し風が強い場合、中止しましょう。



灯油の取扱いにご注意ください!

暖房器具を使用する時季が到来し、灯油を取り扱う機会が増えてきます。昨年、ホームタンク等からの流出事故は17件発生しています。

《取扱い上の注意点》

- ・ホームタンクからポリタンクへの小分け中は、絶対にその場を離れない!
- ・小分け後はホームタンクのバルブが閉鎖されているか必ず確認する!

「防油堤」は設置していますか?

《防油堤とは?》

ホームタンクの周りに設置する受け皿で、タンクから危険物が漏れた場合に、周囲への流出を防ぐ役割があります。



《防油堤の設置が必要なホームタンク》

灯油200リットル以上を貯蔵するタンクには、火災予防条例で防油堤の設置が義務付けられています。(設置義務のないホームタンクについても、安全上の観点から、防油堤の設置を推奨しています。)

～暖房器具の注意点～ 火災を起こさないために、日頃から注意しましょう。

○必ず火を消して給油!給油後はタンクの灯油漏れがないか確認してセット!

暖房器具の火が消えたことを確認してから給油し、給油後は、カートリッジタンクの口金を確実に締め、灯油の漏れがないか確認しましょう。

○誤給油に注意!火災の原因になります!

灯油専用の暖房器具にガソリンを給油するなど、誤給油は火災の原因となります。必ず燃料の種類を確認してから給油しましょう。

○衣類などの乾燥はNG!燃えやすいものをそばに置かない!

石油ストーブの上に衣類を干す、スプレー缶を近くに放置するなど、燃えやすいものを近くに置かないようにしましょう。

